

紀の川市シティプロモーションロゴマーク使用の手引

紀の川市への誇りや愛着を高め、紀の川市の魅力をより効果的に市内外へPRしていくためのシンボルとして、紀の川市シティプロモーションロゴマークを作成しました。

当手引では、ロゴマークを使用するときの注意点などをまとめました。

1. 利用可能なロゴマーク

【基本的なロゴマーク】



【ロゴイメージ】



「住いも」は住みよいまちである、「甘いも」は1年を通して栽培されるフルーツを意味しています。また、紀の川市観光協会フルーツキャラクター「紀の川ふるふる娘」でも表現される代表的な6つのフルーツ「はっさく・いちご・柿・キウイ・桃・いちじく」を図形化して取り入れています。

2. 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、紀の川市に帰属する。

3. ロゴマーク使用の原則

ロゴマークは、市民の皆さんをはじめ多くの方に使用いただくことを目指しています。遵守事項等をお守りいただければ、どなたでも無料で使用できます。

4. ロゴマークの使用例

例えば、以下のような使用を想定しています。下記以外にも、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使われることを期待します。

使用者例	使用例
個人	電子メール、案内状、SNS
町内会・自治会	回覧板、お祭りのポスター、案内状
商店・店舗	チラシ、包装紙、看板、ポスター、メニュー、ホームページ
商店会	のぼり、イベントポスター、チラシ、ホームページ

農業従事者	包装紙、ポスター、SNS、ホームページ
学校	学園祭のポスター、ホームページ、冊子・広告物
企業	名刺、社用車、ポスター、ノベルティー、ホームページ
NPO	ポスター、チラシ、バッチ
商店・店舗(販売目的)	Tシャツ、文房具、食品等(商品として)

※上記は、あくまでも例となります。

5. 使用するときの手続き

ロゴマークの使用にあたっては、あらかじめ紀の川市企画部地域創生課へご連絡ください。使用内容をお伺いし使用可能と判断した場合は、使用申請書を提出いただきます。

ただし、次のような場合は申請不要です。

- 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 紀の川市が共催又は後援する事業において実施団体が使用する場合。

6. 使用にあたっての遵守事項

次に該当する場合(あるいは該当する可能性がある場合)は、使用できません。

- 市の信用又は品位が害する恐れがある場合
- 法令及び公序良俗に反する場合又は恐れがある場合。
- 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与える恐れがある場合。

7. 使用条件

ロゴマークの使用にあたっての条件は、次のとおりです。

遵守事項	1 紀の川市が提供する画像データを使用してください。 2 ロゴマークの色は、別図に定める色のとおりとする。 3 縦横比の変更は行わず、拡大縮小により使用してください。 4 ロゴマークを上下、左右、反転して使用しない。 5 ロゴマークに他の文字やデザインが重ならないよう配置して使用してください。
使用料金	無料
使用期限	3年以内(3年を超えて使用する場合は再申請が必要)

8. 使用改善及び使用取消

目的と異なる使用又は遵守事項に反した使用を発見したときは、使用許可を取り消します。

9. 使用にあたっての注意事項

- ロゴマークの使用によって生じる問題について、紀の川市は一切関知しません。
- ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

10. お問い合わせ先

ロゴマークについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

紀の川市企画部地域創生課

TEL: 0736-77-2511

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338

別図